

商標調査報告書

平成 24 年 * 月 27 日
(整理番号 TT02-1)

東京都 * * * 市
* * * 町 1-1-1
* * * * 様

橋本商標特許事務所
弁理士 橋本 晃

平成 24 年 8 月 22 日付の出願調査依頼書および同年 8 月 23 日付 E メールでの弊所提案に基づいて行いました商標調査の結果を、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 商標 「* * * *」(標準文字)

2. 指定商品/指定役務

- 第 35 類 * * 問題の解決支援のための助言又はコンサルティング
35B01
第 35 類 事業に関する助言及び支援
35B01
第 36 類 債務の借換に関する助言
36A01

() 内は指定商品/役務の類似群コード

3. 調査結果

[1] 次の拒絶理由が通知される可能性があります。

(1) 商標法第 3 条第 1 項第 3 号 (識別力を有さない記述的商標)

[条文]

その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状 (包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

[該当理由]

出願商標が、指定商品/役務との関係において、これらの商品/役務の品質・質・用途等を表すに過ぎないと判断された場合に、同商標は識別力を有さない記述的商標として、同号の拒絶理由が発せられる可能性があります。例として、指定商品「コピー機」

に商標「クイックコピー」、指定商品「出版物」に商標「すいり小説」、指定役務「マッサージ」に「即効 筋膜セラピー」等があげられます。

[弊所意見]

ご出願に係る商標「****」が、指定役務「***問題の解決支援のための助言又はコンサルティング」、または指定役務「債務の借換に関する助言」等との関係において、品質・質・用途等を表すに過ぎないと判断される可能性がございます。すなわち「***」は、それを構成する「**」と「**」という一般的な単語から、「**にあった者からの緊急の相談を受け付け、解決支援のための助言を行うサービス」を表すに過ぎないと判断された場合には、同商標は記述的商標とみなされる可能性があります。

弊所は、本出願については、指定役務を「**問題の解決支援のための助言」等として出願した場合には、商標が直接的に役務の内容を示すものとして、上述のような判断が下される可能性が強いと考え、これを指定役務から外すことにより問題を解消できる可能性を探りました。

しかし、「**」を含む商標で実際に登録されているもの、および出願中のものを、すべて調べた結果、この方法では問題が解決できない可能性が大きいという結論に至りました。すなわち、「**」を含む商標で、これまでに登録された13の商標は、以下に表示するように、すべてロゴつきであるか、またはフォントや色に特徴を持たせたものであることが判明しました。

①

くるまの ヒャクトーバン
中古車 **110番**

(第16類) 雑誌, 新聞, 定期的に刊行される自動車に関する小冊子, 定期的に刊行される自動車に関するパンフレット, 定期的に刊行される自動車に関するカタログ

(類似群コード) 26A01

②

しみとり
110番
クイックリン

3 みとり剤, しみぬき剤
21 不織布にしみとり剤を含浸させてなる衣類用しみとり具
(化学品に属するものを除き、清掃用具及び洗濯用具に属するものに限る。) (類似群コード) 01A01 19A06

③

カギの110番
トラブル



3 7 建築一式工事，自転車の修理，ボイラーの修理又は保守ほか（類似群コード）37A01 ほか

④



3 7 乗物用盗難警報器の修理又は整備、保守（類似群コード）37D03

⑤



3 5 妊婦用品・出産準備用品・育児用品及び玩具の市場調査ほか

4 1 育児に関する知識の教授ほか

4 2 妊婦用品・出産準備用品・育児用品及び玩具の試験・開発又は研究ほか

4 3 育児に関する助言又は情報の提供ほか

4 4 母子健康相談ほか

（類似群コード）35B01 41A01 41A03 41M06 42A01 42B01 42Q99 42V02 42V03 42W01 42W02

⑥



1 6 印刷物（類似群コード）26A01

⑦

1 9 墓石, 墓標及び墓碑用銘板 (金属製のものを除く。)
(類似群コード) 20F01



⑧



3 7 錠前の取付け又は修理ほか
4 0 合鍵の製作ほか
4 5 錠前の開錠ほか
(類似群コード) 37A01 37E01 37E04 37E08 40H99 42Z99

⑨



3 5 広告
3 7 ガス給湯器の取付け工事ほか
(類似群コード) 35A01 37A01 37E09

⑩



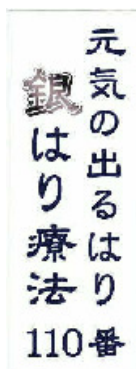
3 7 建築一式工事, 土木一式工事, 舗装工事ほか
(類似群コード) 37A01 37H02

⑪



4 4 あん摩・マッサージ及び指圧, 整体ほか
(類似群コード) 42C01 42D01 42V01 42V02 42V03 42V04 42X23

⑫



4 4 あん摩・マッサージ及び指圧，整体ほか
(類似群コード) 42C01 42D01 42V01 42V02 42V03 42V04 42X23

⑬



3 つや出し剤，せっけん類，化粧品，洗顔料ほか
(類似群コード) 01A01 03C01 03F01 04A01 04C01 13B03

上記の事実から、特許庁は審査において、ほとんどの指定商品／指定役務との関係において、「**」という文字標章に識別力を認めておらず、ロゴやフォント等を付加した標章にのみ識別力を認め、登録を認可している可能性が非常に強いと推測できます。

(2) 同法第4条第1項第11号(先願先登録商標と同一・類似の商標の登録禁止)

[条文]

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第6条第1項(第68条第1項において準用する場合を含む。))の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

[該当理由]

出願商標「****」が、以下の先願先登録商標と類似であると判断された場合、指定商品／役務が属する類似群が一部重なるため、先願先登録であるところの当該商標を引例として、同号の拒絶理由が発せられる可能性があります。

【登録番号4637181】

【存続期間満了日】平成25年(2013)1月17日

【商標】



【商標権者】 医療法人登誠会

【指定商品／役務】 **第 35 類** 妊婦用品・出産準備用品・育児用品及び玩具の市場調査ほか

【類似群コード】 **35B01** ほか

[弊所意見]

この商標は、標章に「**」を含み、指定役務の区分（第 35 類）及び類似群コード（35B01）が本願と共通しているため、類似商標であると判断される可能性がないとはいえません。

しかし、上述したように、特許庁は「**」という標章部分に識別力を認めていない可能性が強いうえ、当該標章は「**」の文字部分よりも、赤ちゃんの絵の方にその識別力があるものと考えられることから、標章が全体として類似すると判断される可能性は低いと判断できます。

[2] その他の調査項目

(1) 同法第 4 条第 1 項第 15 号（その他混同が生じるおそれのある商標の登録禁止）

[条文]

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第 10 号から前号までに掲げるものを除く。）

[調査理由]

他人の商標が、当該他人の業務に係る商品／役務を示すものとして著名である場合には、出願商標の指定商品／役務が非類似の場合でも、同商標権者の業務と何らかの関係があると需要者の間に混同が生じる可能性があるものとして、同号の拒絶理由が発せられる場合があります。

(2) 商標法第 4 条第 1 項第 10 号（未登録周知商標と同一・類似の商標の登録禁止）

[条文]

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

[調査理由]

出願商標が、他人が使用して需要者の間で周知になっている未登録商標と同一・類似の商標であり、かつ、指定商品／役務がこれらの周知商標の商品／役務と同一・類似である場合、同号の拒絶理由が発せられる可能性があります。この条文が適用される「周知性」の程度は、一地方の範囲において周知であれば足りるとされています。

(3) 同法第4条第1項第8号(他人の著名な略称等の一部を含む商標の登録禁止)

[条文]

他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)

[調査理由]

出願に係る商標が他人(他社)の名称・略称等の全部または一部を含み、かつ該当する他人(他社)の略称が全国的著名性を有する場合、(本人の承諾を得た場合を除き)指定商品の同一類似に関わらず、同号の拒絶理由が発せられる可能性があります。

[弊所意見]

ご出願に係る商標「****」が上述(1)または(2)の商標に該当する事実は発見されませんでした。

また、「**」は警察が緊急通報を受け付けるうえで使用している電話番号ですが、警察または、その他特定の団体の名称または略称には該当しないことから、上述(3)の商標に該当することはないと考えます。

したがって、これらを理由とする拒絶理由通知が示される可能性はほとんどないと判断します。

4. まとめ

(1) 出願商標について

出願に係る商標「****」は、前述したように、単純な文字標章として出願した場合には、識別力を有さない商標として、商標法第3条第1項第3号の拒絶理由が通知される可能性があります。

したがって、本願商標につきましても、既に登録されている他の商標と同じように、字形、色、バックに特徴を持たせるか、簡単なロゴを伴う結合商標として出願されることをお勧めいたします。

例として、下記の結合商標等が考えられます。

**様のご事業のイメージと、現在すでにご使用の商標との関係で、最適なものをご提案ください。

(例)

<ロゴ商標>

(2) 指定役務について

① 「第35類 詐欺被害問題の解決支援のための助言又はコンサルティング」は、前

述しましたように、標章部分の「**」の文字が役務の「****」の部分と直結し、識別力が問題となる可能性があります。したがって、他の役務名によってその内容を包含する形でのご出願を検討されることをお勧めいたします。

② 助言またはコンサルティングに関する役務の区分は、金融に関する助言等が第 36 類に属し、事業の管理又は運営等一般的な内容に関するものが第 35 類に属します。

したがって、「債務の借換に関する助言」のみを指定役務にする場合は、当初の予定通り区分は 1 のままですが、将来の事業の拡大等をご考慮され、「事業に関する助言及び支援」など、債務問題以外のコンサルを役務に含めようとされる場合には、区分は 2 となり、費用が以下のように増加します。

印紙代	12,000 円	→	20,600 円
手数料	29,400 円	→	42,000 円
合計	41,400 円	→	62,600 円

以上、2 点ご判断をお願いいたします。

以上